

I P I n f o 知的財産サービス利用 約定書

株式会社 I P I n f o が、天湘国際特許事務所の協賛を得て利用者に提供する知的財産サービスの利用は、下記の条項によるものとする。
(サービスの内容)

第 1 条 株式会社 I P I n f o (以下、サービス提供者) が天湘国際特許事務所の協賛を得て提供する知的財産サービス(以下、単にサービス)の内容は、下記のとおりとする。

1. 知的財産に関するコンサルティング
 - ・ 特許、実用新案、意匠、商標等知的財産に関する相談、コンサルティング
 - ・ 発明等知的財産の発掘、育成の相談
 - ・ 特許権等の知的財産権を得るための手続きの代行
2. 特許等知的財産の一元的管理
 - ・ 出願係属中、権利化後の、特許、実用新案、意匠、商標の管理
 - ・ 定期的な報告、臨時の問合せへの応答
 - ・ 関連分野の調査
3. その他、時事資料の送付、講習等のご案内

(サービスの提供および運営)

第 2 条 株式会社 I P I n f o は、天湘国際特許事務所の協賛を得てサービスを提供する。

2. 第 1 条 2. 3. は、株式会社 I P I n f o が行ない、1. は天湘国際特許事務所に委託する。ただし、一方が他方を補助する場合がある。

(サービス提供の原則)

第 3 条 電子化された情報・特許電子図書館を利用し、利用できないものは別途応分の料金を請求する。

2. 相談等は、原則として電話・Eメールで行なう。
3. 報告等は、原則としてEメールで行なう。
4. 調査・出張・登録年金支払い・その他、特別の役務を提供する場合には別途応分の料金を請求する。
5. 弁理士による特別の判断・対応を要する事件については、天湘国際特許事務所に移管し、同所の規定に従い処理する。

(運営時間)

第 4 条 サービスの提供時間は、原則として、一般的な官公署の就労時間と同一とする。

2. 年末・年始ほか、一時的にサービスの提供を止める場合がある。

(使用上の制限)

第 5 条 サービスは、利用者および、利用者と雇用関係にある者のみが使用できるものとし、利用者は第三者にサービスを使用させてはならない。

(機密の保持)

第 6 条 サービス提供者及び利用者は、相手方の許可を得ることなく、サービスの提供を通じて得た機密事項を第三者に開示または漏洩してはならない。

(氏名等の変更の通知)

第 7 条 利用者は、その氏名、商号、担当部署名、担当責任者、住所、その他その変更が相互の業務遂行に支障をきたす恐れのある事項に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。サービス提供者は通知がなかった場合の損害について責めを負わない。

(使用料金)

第 8 条 利用者はサービス利用の対価として、付表に示す利用料金を、サービス提供者が定める期間毎に集計して請求したものに、これを前払いするものとする。振込料は利用者が負担する。

2. 利用者は、サービス提供者の請求書を受領後 30 日以内にサービス提供者に対して利用料金を支払わなければならない。
3. サービス提供者は、利用者に対して 6 カ月前に書面による通知をすることにより使用料金体系を改定することができる。
4. 利用料金の前払いがなされなかった場合、先に前払いされた利用料金の期間が経過したとき、サービスの提供は打ち切られる。
5. 正当に払い込まれたものと認められた利用料金は理由の如何を問わず返金しない。

(サービス中断に対する措置)

第 9 条 サービスの提供者は、やむを得ぬ障害によりサービスを中断する場合、その回復に最善の努力をし、利用者は、サービス提供者のとの措置に対し協力するものとする。

(損害に対する責任)

第 10 条 サービス提供者の善良なる管理をもってしても避け得ぬ事由によりサービスの提供の遅延または中断があっても、サービス提供者は、かかる遅延または中断に関し責任を負わないものとする。

2. サービス提供者の不首尾により利用者が損害を蒙った場合、サービス提供者は損害の発生にかかわる部分の使用料金を無償にすること以外には損害賠償の義務を負わないものとする。

(解除)

第 11 条 利用者またはサービス提供者について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方は催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら整理、和議、更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 - (2) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受けるなど支払停止、支払不能の事由が生じたとき
 - (3) 監督官庁より営業停止または営業免許、営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (4) 資本の減少、営業の廃止もしくは重大な変更または解散の決議をしたとき
 - (5) 利用者のサービス提供者に対する使用料金の支払いが、正当な理由無く、支払い期限後 2 カ月を過ぎても行われなかったとき
2. 利用者またはサービス提供者は、前項に掲げる場合を除き、相手方の契約違反または債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。

(契約の発効)

第 12 条 本契約は、利用者が、初回の利用料金を支払い、サービス提供者が受諾したときに成立する。

(協議)

第 13 条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈につき疑義が生じた事項については、利用者およびサービス提供者は、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

付表

料 金 表			
上記事業と会員	入会金	月額分	1事件当り管理代年額
C会員：第1条の1.のみ	3000円	1000円	-
OS会員：第1条の2.のみ	なし	なし	3000円
知的財産の管理のみ	なし	なし	3000円
無料会員：第1条の3.のみ	無 料	無 料	-
<ご参考> 旧弁理士会料金表			(10000円)

I P I n f o 知的財産サービス利用申込書 (複数会員申込可)

株式会社I P I n f o 殿

I P I n f o 知的財産サービス利用約定書に定める、各条項を承認のうえ、サービスを利用いたしたく、申し込みます。

申込年月日 平成 年 月 日

会員資格 C会員 OS会員 無料会員 知的財産の管理のみ

利用社名

代表者名・印

責任者名

利用地住所

電話番号

F A X 番号

Email

I P I n f o 記入欄

受付年月日 平成 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--

利用者番号 登録年月日 平成 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--

(C会員用、記入し切り取ってご使用ください。知的財産の管理のみ・OS会員は管理件数につき、別途見積もります。)

請 求 書

1. 入会金 3000円 2. 月額分月数分 6000円 (半年分、入会端数月分サービス)
3. 消費税5% 450円 合計 9450円也 (振込料はご負担ください。)

株式会社I P I n f o T E L 045-451-1802 F A X 045-451-1806

神奈川県横浜市西区高島 2-12-6 崎陽軒ビル ヨコハマ・ジャスト4F

振込先横浜銀行横浜駅前支店 普通2501623

振込先第一勧業銀行横浜駅前支店 普通1834453